

東海市南海トラフ地震臨時情報に係る 防災対応指針

令和3年（2021年）7月 策定
令和7年（2025年）4月 改訂

東 海 市

— 目 次 —

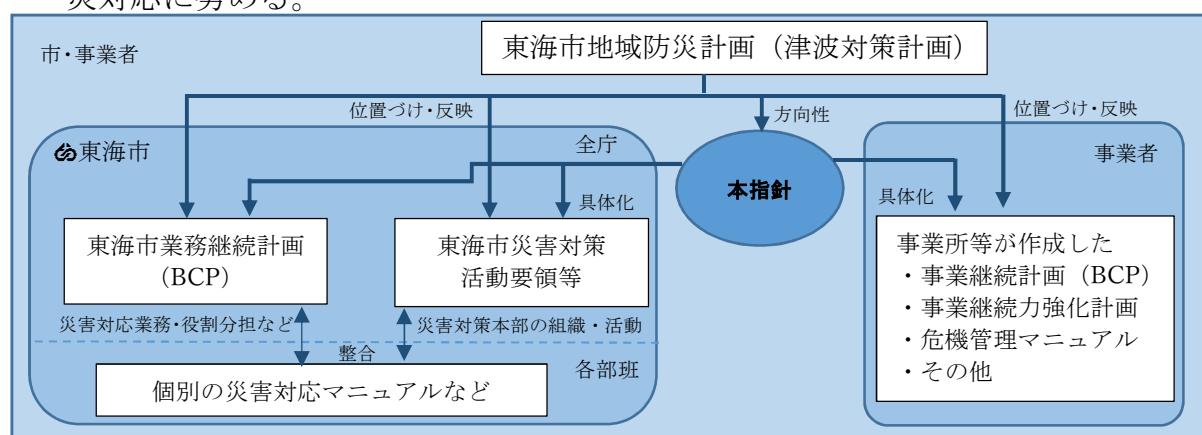
1	本指針の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	南海トラフ地震に関連する情報とは・・・・・・・・・・	2
	(1) 南海トラフ地震の特徴	
	(2) 南海トラフ地震に関連する情報の種類	
	(3) 南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ	
	(4) 検討を行う理由	
	(5) 想定する後発地震の規模	
3	「南海トラフ地震」に対する防災対応の基本原則・・・・・・・・	6
4	事前避難対象地域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された際の対応・・・・・・・・	9
6	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際の対応・・・・・	10
	(1) 市の対応	
	(2) 市民の対応	
	(3) 事業者の対応	
	(4) その他	
7	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された際の対応・・・・・	27
	(1) 市の対応	
	(2) 市民の対応	
	(3) 事業者の対応	
8	配慮事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
	(1) 南海トラフ地震臨時情報の理解促進	
	(2) 訓練等の実施と指針の見直し	
9	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32

参考資料

1 本指針の位置づけ

- この指針は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の防災対応について、主に市、市民、関係機関及び事業者がとるべき防災対応の方向性を記載したものである。
- 具体的な防災対応の詳細については、本指針に基づき、市、関係機関、事業者が迅速かつ確実な防災対応が実施できるよう、具体的な方策を平常時に検討し、「南海トラフ地震臨時情報」発表時には適切に対応する。

- この指針は、南海トラフ地震の発生可能性が高まったと評価され、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」を発表した際に、市、市民、関係機関及び事業者がとるべき具体的な防災対応を検討するための概要を記載したものであり、東海市地域防災計画の下位計画に位置付けられる。
- この指針は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（令和元年5月（一部改訂）内閣府。以下、「ガイドライン」と記載）、「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き（2020年3月愛知県防災安全局。以下「手引き」と記載）」、「愛知県市町村津波避難計画策定指針（令和2年3月改正愛知県）」及び「東海市津波対策計画（平成28年3月改正）」を踏まえて作成している。
- 市は、内容に応じて「東海市業務継続計画（BCP）」、「東海市災害対策活動要綱」及び「東海市災害対策活動要領」等に、「南海トラフ地震臨時情報」発表後に必要な人員、災害対応業務及び優先度の高い通常業務などをあらかじめ記載する。
- 事業者は、本指針に則り、個別具体的な対応を検討し、事業所等が策定する事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画等に記載したうえで、迅速かつ確実な防災対応に努める。



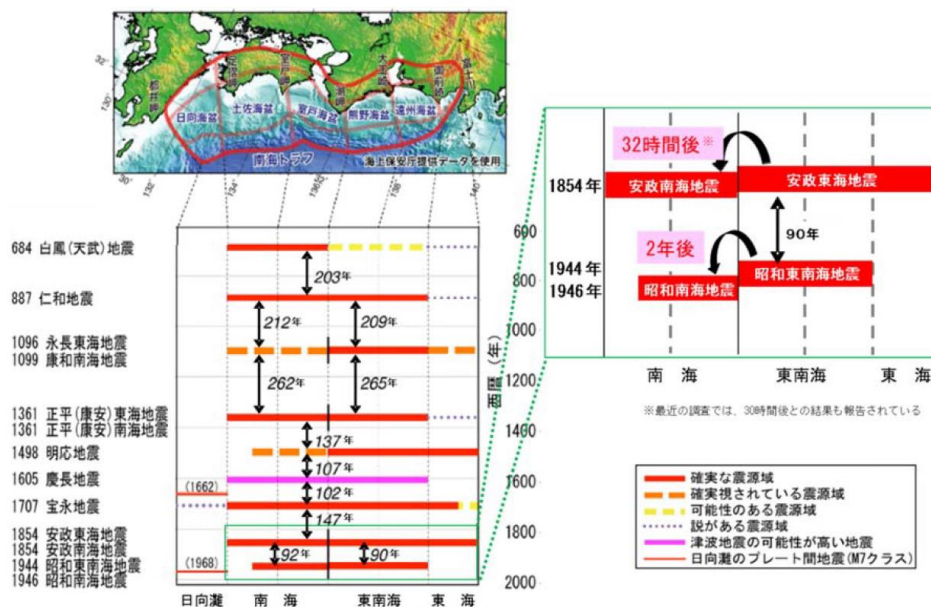
2 南海トラフ地震に関連する情報とは

(1) 南海トラフ地震の特徴

○ 南海トラフ沿いの一部の領域で大きな地震が発生した場合には、連動して巨大地震が発生するおそれがある。

○ 南海トラフとは、駿河湾から日向灘沖に伸びる海溝の溝状の地形を形成する区域である。この南海トラフ沿いの地域を震源としてマグニチュード8クラスの大きな地震が100年から150年間隔で繰り返し発生している。

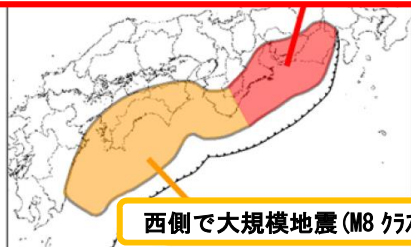
○ また、複数の領域でほぼ同時又は2年程度の頻度で発生するなど、周期性・連続性があることが知られており、一部の領域で地震が発生した場合や通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合には、連動して巨大地震が発生するおそれがある。



(参照：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府）)

半割れ(M8.0以上)被害甚大ケース

南海トラフ東側は連動するのか？



西側で大規模地震(M8クラス)が発生

7日以内に発生する頻度は数十回に1回程度

通常の100倍程度の確率

※通常：「30年以内に70%~80%」の確立を7日以内に換算すると千年に1回程度

一部割れ(M7.0~8.0)被害限定ケース

南海トラフで地震(M7クラス)が発生



南海トラフの大規模地震の前震か？

7日以内に発生する頻度は数百年に1回程度

通常の数倍程度の確率

※通常：同左

(参照：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府）を加筆修正)

(2) 南海トラフ地震に関連する情報の種類

- 「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に巨大地震の発生可能性の高まりについて、気象庁より発表される情報である。
- 「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて高まったと評価された場合に気象庁から発表される情報で、情報発表後の防災対応を行いやすくするため、例えば「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」のようにキーワードを付して発表される。

○ 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	① 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ② 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	① 観測された異常現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ② 南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会の定例会合における調査結果を発表する場合

○ 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワード

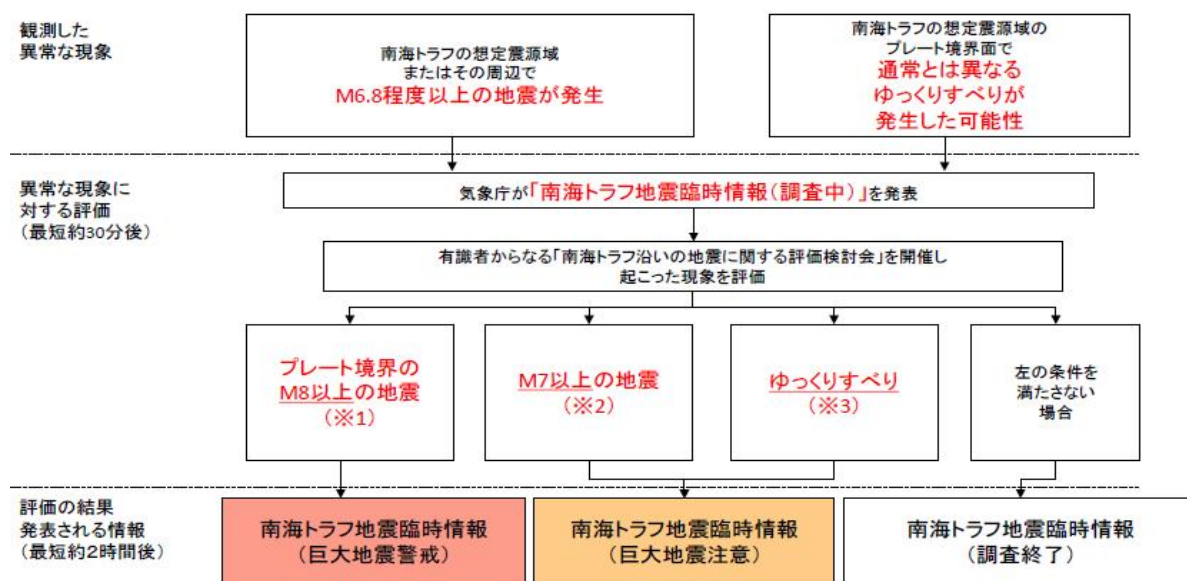
キーワード	発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常現象が南海トラフ沿いの大規模な地震との関連性を調査した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	「半割れケース」に相当する現象と評価した場合 (南海トラフ沿いで M8.0 以上の地震の発生)
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	「一部割れケース」「ゆっくりすべりケース」に相当する現象と評価した場合 (南海トラフ沿いで M7.0 以上 8.0 未満の地震が発生)
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらなと評価した場合

○ 南海トラフ沿いで観測される異常な現象（3 ケース）

半割れケース (被害甚大ケース)	南海トラフの想定震源域内の領域で、マグニチュード 8.0 以上の大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震の地震発生の可能性が高まったと評価された場合 発生直後 東側でM8クラスの地震が発生した場合 半日～1日後 東側でM8クラスの地震が発生した場合 ○震源域の目の前だけでなく、太平洋沿岸全域に対して大津波警報・津波警報が発表される。 ※気象庁では、大規模地震の発生直後に地震の規模を正確に把握できない場合、その海域における最大級の津波を想定して大津波警報・津波警報を発表することとしており、半割れケースの場合はその可能性が高い。 ○津波警報の解除までは半日～1日程度（津波注意報の解除まではさらに時間を要する） ※南海トラフで発生する地震には多様性があり、本資料はあくまで一つの例を示したものである。 「半割れケース」で想定される大津波警報・津波警報の発表イメージ 西側 西側で地震が発生した場合 東側 東側で地震が発生した場合 最大震度 沿岸での最大津波高 ※南海トラフで発生する地震には多様性があり、本資料はあくまで一つの例を示したものである。 「半割れケース」で想定される地震動・津波の状況
一部割れケース (被害限定ケース)	南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい地震(マグニチュード 7.0 以上の地震)が発生し、大規模地震の地震発生の可能性が高まったと評価された場合 M7クラスの地震が遠州灘で発生した場合に想定される津波警報等の発表対象域 2004(平成16)年9月5日19:07に発生した三重県南東沖の地震(M7.3)の際の状況 震度分布 最大震度は5弱 ※震源が陸地に近い場合は、最大震度6弱程度の場合もありえる 津波高 室戸岬0.3m 串本0.3m 津波高は1m未満 震央 神津島0.5m 揺れ、津波ともに大きな被害は発生せず ※南海トラフで発生する地震には多様性があり、本資料はあくまで一つの例を示したものである。 「一部割れケース」で想定される津波警報等の発表イメージ等
ゆっくりすべり (被害なしケース)	南海トラフのプレート境界で、通常とは異なる「ゆっくりすべり」が観測され、大規模地震の地震発生の可能性が高まったと評価された場合

(参照：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府）を加筆修正)

(3) 南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

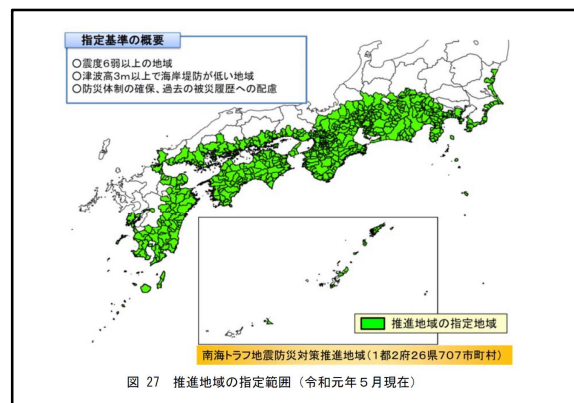
※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

(参照：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(内閣府))

(4) 検討を行う理由

- 本市は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されていることから、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応を検討する。

- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき指定された南海トラフ地震防災対策推進地域内の市町村は、同法第4条の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、南海トラフ地震防災対策推進計画(東海市地域防災計画)を作成し、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応を盛り込む必要が生じた。



(参照：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(内閣府))

- ガイドラインでは、防災対応を検討する地域として「南海トラフ地震防災対策推進地域」を基本とすることとされている。

(5) 想定する後発地震の規模

- 南海トラフ地震臨時情報発表後に想定する地震(後発地震)の規模については、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果(平成26年5月30日発表)で示された規模を想定する。

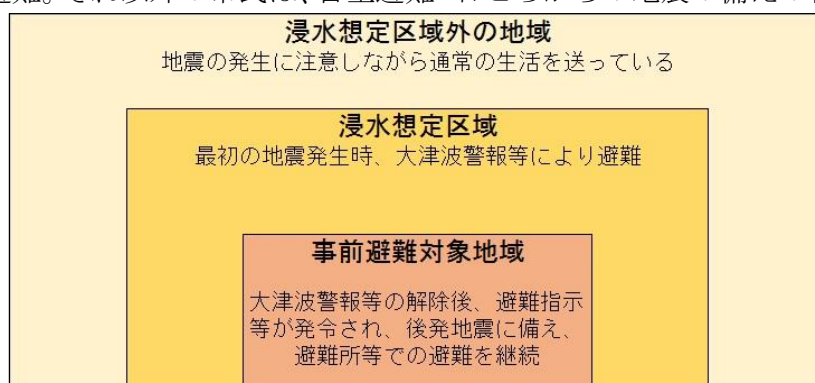
3 「南海トラフ地震」に対する防災対応の基本原則

- 「南海トラフ地震臨時情報」の発表がないまま、突発的に巨大地震が発生することも十分に考慮し、市、市民、事業者及び関係者は、従前からの南海トラフ地震への防災・減災対策を強力に推進する。
- 一方で気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」も最大限活用し、市民及び事業者が「より安全な防災行動」をとることにより、被害軽減に繋げる。
- 市は、市民生活や社会生活への混乱を防ぐため、市民及び事業者へ正しい情報の周知に努める。

○ 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応（ガイドライン、手引きの概要）

○ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された際の対応

- ・発表後1週間までは、事前避難対象地域の市民は事前避難。事前避難が必要な市民は自主避難。それ以外の市民は、自主避難・日ごろからの地震の備えの再確認等を実施。



- ・発表後2週間までは、日ごろからの地震の備えの再確認等を実施。

○ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された際の対応

- ・発表後1週間までは、日ごろからの地震の備えの再確認等を実施。

	プレート境界のM8以上の地震※1	M7以上の地震※2	ゆっくりすべり※3
発生直後 「ゆっくすべりケース」は検討が必要と認められた場合	● 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		● 今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 ● 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ● 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間	巨大地震警戒対応	巨大地震注意対応	巨大地震注意対応
2週間※4	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	巨大地震注意対応
すべりが収まったと評価されるまで	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
大規模地震発生まで			

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

上表内の対応は標準を示したものであり、個々の状況に応じて変わるものである

（参照：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府））

4 事前避難対象地域の設定

- 市は、市民の生命の安全等を最大限図ることを目的として、気象庁より「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された際に、後発地震に備えて対象地域の住民に対して事前避難を促す「事前避難対象地域」を設定する。

- 県から提供された避難検討対象地域をもとに、事前避難対象地域を検討する。

＜参考＞（手引きの該当部を抜粋）

避難検討対象地域

＜津波による浸水想定区域＞

- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域において、30 cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域（沿岸津波の到達時間が30分以内の地域）

＜堤防沈下等による即時浸水想定区域＞

- 津波到達前に地震動に伴う堤防沈下等の影響により、30 cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域

- 「事前避難対象地域」とは、後発地震が発生した後の避難では間に合わないおそれのある地域のことで、気象庁より「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された際に、M8.0以上の地震が発生した直後に発表された大津波警報又は津波警報が津波注意報に切り替わった後も、事前避難対象地域の市民は避難を継続する。

- 本市における「事前避難対象地域」は、地震動に伴う堤防沈下等の影響により、30 cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域のうち、浸水エリア内に市民が居住している地域を基本として検討し、原則、避難情報等は町・字単位で発令することから次に示す地域を設定する。

[事前避難対象地域]

南柴田町イノ割（全域）

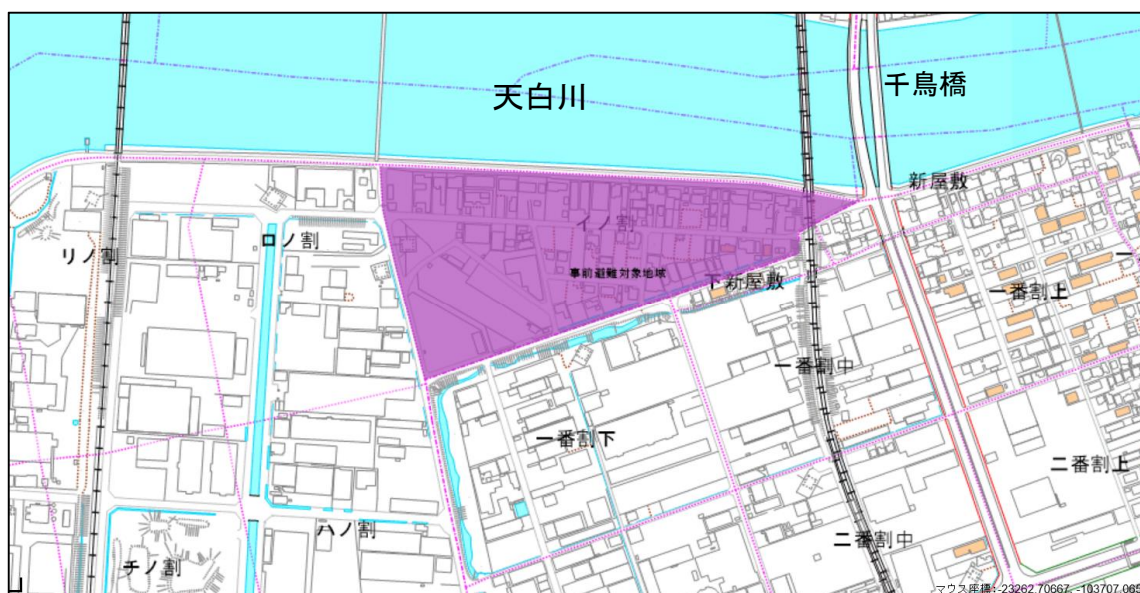
- 市民が居住していないため対象外とした浸水エリアの、臨海部等の企業等については、危険性等についての啓発を行う。

① 本市の事前避難対象地域の設定状況

町	字	世帯数	人口	避難先
南柴田町	イノ割	105	202	千鳥津波避難所（要配慮者） 名和中学校 名和小学校

（令和7年1月1日現在）

② 南柴田町イノ割の事前避難対象地域（着色部分）



- ガイドライン及び手引きでは「住民事前避難対象地域」及び「高齢者等事前避難対象地域」を設定することとされているが、本市は対象となる市民を対象に避難を促す「事前避難対象地域」のみを設定する。この理由は、これらの地域について、具体的に検討したところ、両地域が同一地域になったことや、市民の生命・財産を可能な限り保護し、より安全側を考慮したためである。

5 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された際の対応

○ 市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合には、情報収集、市民及び事業者等への周知を実施する。

○ 市は、非常配備準備体制（防災危機管理課）を敷き、愛知県（愛知県警察を含む）及び関係機関（東海市地域防災計画に記載する指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共的団体及び重要な施設の管理者など）との情報収集を行う。

○ 市は、市民及び事業者等に対して、多重の手段により周知を図る。

周知媒体	具体的な内容
防災ラジオ	○ 日頃からの地震の備えを再確認するなど、突発的な地震に備える ○ 今後、発表される情報に留意
防災スピーカー	
サイレン吹鳴装置	
ホームページ	
ケーブルテレビ・FM ラジオ	
ちたまる安全安心メルマガ	
ツイッター	
Yahoo!防災速報	
広報車による周知など	

★ 広報文例

こちらは、東海市です。○時○○分、気象庁より「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されました。飲料水・食料の備蓄、家具の固定など、地震への備えを再度確認するとともに、今後の情報に十分注意してください。

○ 市民及び事業者は、今後発表される情報に留意しつつ、後発地震に備えた防災対応を実施する。

<後発地震に備えた防災対応の例>

市民	避難場所・経路の再確認、家族との安否確認手段の再確認、非常持出品（避難所での感染症対策（マスク、アルコール消毒液など）を含む）の準備、懐中電灯（電池を含む）の確認、家具等の転倒防止、飲料水・食料の備蓄、携帯電話・モバイルバッテリーの充電
事業者	避難場所・経路の確認、重要設備の点検、資機材等の転倒防止、重要情報のバックアップ、防災設備等の点検、輸送代替ルートを検討、電源の

6 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際の対応

(1) 市の対応

① 災害対策本部の設置及び第2非常配備を敷く

千鳥津波避難所の開設及び拠点避難所（18箇所）の避難所開設準備をする
（非常配備体制は、必要に応じて拡大・縮小）

- 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表した際に、市は、災害対策基本法及び東海市災害対策本部条例その他の関係規則等に基づく災害対策本部を直ちに設置する。大津波警報の発表等により、既に災害対策本部を設置している場合は、本部機能を維持する。
- 災害対策本部は、関係機関等との連絡調整・報告等を的確に実施するとともに、市民への周知を的確に実施する。
- 災害対策本部は、速やかに事前避難対象地域の市民に対して避難指示を発令し、また自主避難が必要な市民に対して自主避難を呼びかけるとともに、後発地震に備えるよう全ての市民に周知を徹底する。
- 後発地震が発生しないまま1週間が経過した場合は、避難指示を解除するとともに、全ての市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認などを呼びかけ、さらに1週間は後発地震に備える。
- 後発地震が発生しないまま2週間が経過した場合は、市は災害対策本部を解散する。市民に対して、後発地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、通常の生活に戻るよう促す。

- 市は、次に示す関係機関との連絡調整・報告等を実施するとともに、災害対策本部へ報告する。

- ・ 関係機関（警察、消防（消防団）、自衛隊、愛知県等）との連絡調整等
- ・ 市の出先機関への連絡
- ・ ライフライン事業者（電気・ガス・通信事業者）との連絡調整
- ・ 交通機関（鉄道・バス）との連絡調整
- ・ 各協定締結業者及び関係団体との連絡調整
- ・ 各小中学校等、幼稚園・認定こども園・保育園及び市所管公共施設との連絡調整
- ・ その他、関係者との連絡調整・報告等

- 市は、全ての市民に対して、家具の固定、飲料水・食料の備蓄の確認、避難場所や避難経路、家族との安否確認手段の再確認など、後発地震への備えを徹

底するよう呼びかけるとともに、事前避難対象地域の市民は直ちに避難を開始するよう、あらゆる手段・媒体を用いて、多重の通信手段により周知を徹底する。

周知媒体	具体的な内容
防災ラジオ	○事前避難対象地域の市民は、直ちに避難を開始、土砂災害警戒区域等や耐震性が低い住宅に住んでいる市民は、自主避難を開始 ○これ以外の市民は、日頃からの地震の備えを再確認するなど、今後2週間は突発的な地震に備える ○事業者は、従業員や来客者等の安全確保を最優先し、最大限の注意を払いつつ、必要な事業を継続 ○火気の使用を控えるなど、後発地震による火災の発生に備える
防災スピーカー	
サイレン吹鳴装置	
ホームページ	
ケーブルテレビ・FM ラジオ	
デジタル掲示板	
ちたまる安全安心メルマガ	
Yahoo!防災速報	
ツイッター	
広報車による周知 など	

- 災害対策本部は、市民等からの問合せ等に対応する窓口を設置する。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した際に、災害対策本部体制の各部課で実施すべき主な業務については、次のとおりとする。詳細については、「東海市業務継続計画（BCP）」に記載する。

部署	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の防災対応
総務部	・各部・課との連絡調整、被害状況のとりまとめ及び報告 ・災害対策本部の設置・運営・廃止 ・職員の動員・配備 ・関係機関との連携・情報交換 ・来庁者等への情報伝達、庁舎内の後発地震対策の実施 ・後発地震発生後における庁舎及び車両の管理に係る手順確認・準備 ・市議会への情報伝達 ・災害対策本部と市議会との連絡調整 ・後発地震発生後の罹災調査及び罹災証明発行業務に係る手順確認・準備 ・住家の被害調査体制の編成及び準備 ・ライフライン事業者等との連携、情報共有
企画部	・広報活動の実施 ・後発地震発生後における情報資産の管理に係る手順確認・準備

	・市民対応窓口の設置・運営に係る手順確認・準備
市民福祉部	・後発地震発生後の医療救護に係る手順確認・準備 ・後発地震発生後の保健指導に係る手順確認・準備 ・西知多総合病院との連携・情報共有 ・医療救護班との連携準備 ・避難所の設置・運営（開設する避難所に限る） ・要配慮者の支援（福祉関係団体等との連携など） ・避難所外避難者の対応及び支援 ・後発地震発生後における帰宅困難者対策に係る手順確認・準備 ・後発地震発生後におけるボランティア及び通訳等の受入準備・手順確認 ・後発地震発生後の見舞金、義援金等業務に係る手順確認・準備 ・後発地震発生後における物資搬送及び食料調達に係る手順確認・準備 ・保育園及び児童施設等への情報伝達、後発地震対策の実施 ・園児の避難誘導 ・こどもに関する福祉関係団体等との連携
環境経済部	・関係機関への避難情報の伝達、後発地震対策の実施啓発 ・商業及び工業関係機関との連携 ・後発地震発生後における農地及び農業施設復旧に係る手順確認・準備 ・後発地震に備えた食品衛生、生活衛生に係る手順確認・準備 ・廃棄物処理施設及び放置車両等の巡視、後発地震対策の実施 ・災害廃棄物処理に係る手順確認・準備 ・仮設トイレの確保に係る手順確認・準備 ・後発地震発生後の防疫衛生対策に係る手順確認・準備 ・後発地震発生後における遺体の埋火葬に係る手順確認・準備
都市建設部	・道路・橋梁及び河川の巡視、後発地震対策の実施 ・後発地震発生後の道路啓開の早期実施手段の検討、道路機能確保に係る手順確認・準備 ・後発地震発生後の河川機能確保に係る手順確認・準備 ・港湾関係機関との連携 ・公園の巡視、後発地震対策の実施 ・後発地震発生後の公共建築物の応急危険度調査に係る手順確認・準備 ・建築物及び宅地の応急危険度判定に係る体制整備・手順確認

水道部	・水道施設及び下水道施設の巡視、後発地震対策の実施 ・後発地震発生後の水道施設及び下水道施設の早期復旧に係る手順確認・準備 ・後発地震発生後における応急給水に係る手順確認
消防部	・後発地震に備えた拠点機能確保に係る手順確認・準備 ・消防職員・消防団の動員・配備 ・避難情報の伝達、緊急広報及び避難誘導 ・後発地震発生後における行方不明者の調査に係る手順確認・準備
教育部	・学校関係者への情報伝達、後発地震対策の実施 ・児童生徒の避難誘導及び通学路の安全確保 ・放課後児童クラブに通う児童の避難誘導

- 上述する市の対応以外の対応については、「東海市業務継続計画（BCP）」、「東海市災害対策活動要綱」及び「東海市災害対策活動要領」により行う。
- 市、市民、事業者、関係機関は、状況によっては「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が複数回発表される可能性があることに留意する。

② 避難指示等の発令

- 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表した際に、市は、事前避難対象地域の市民に対して避難指示を発令し、土砂災害警戒区域等や耐震性が低い住宅に住んでいる市民には自主避難を呼びかけ、後発地震に対する警戒措置を1週間継続する。大津波警報等により既に避難指示を発令している場合は、これを継続する。
- 後発地震が発生しないまま1週間が経過した場合は、市は避難指示を解除し、さらに1週間は後発地震に備えるよう呼びかける。
- 後発地震が発生しないまま2週間が経過した場合は、市は市民に対して、後発地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、通常の生活に戻るよう促す。

- 市は、全ての市民に対して、後発地震に対する注意喚起を行う。

★ 広報文例（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表直後）

こちらは、東海市です。○時○○分、気象庁より「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されました。これに伴い、東海市は[災害対策本部]を設置し、[事前避難対象地域]に「警戒レベル4、避難指示」を発令しました。安全な場所に直ちに避難を開始してください。今後、大きな地震が発生する可能性があります。崖の近くにお住いの方などは、自主的に避難を開始してください。それ以外の方は、水、食料の備蓄、家具の固定などを徹底するとともに、避難先や家族との安否確認手段や感震ブレーカーの設置状況の再確認、火気の使用を控えるなど、少なくとも今後1週間は巨大地震への警戒をしてください。

★ 広報文例（後発地震が発生しないまま1週間が経過）

こちらは、東海市です。気象庁より「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されてから1週間が経過しましたので、東海市は、[事前避難対象地域]に発令していた「避難指示」を解除しました。大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありませんので、水・食料の備蓄、家具の固定を再確認するなど、引き続き、今後1週間は後発地震に注意してください。

③ 開設する避難所及びその運営

- 事前避難対象地域の市民は、津波浸水想定区域外の知人宅・親戚宅等への避難を基本とするが、それが難しい市民は、市が開設する避難所へ避難する。
- 開設する期間は、原則として「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から1週間とする。
- 避難所の運営は避難者が自ら実施することを基本とし、避難所を運営する際の体制や役割を検討するとともに、避難生活に必要な食料や日用品等は避難者が用意することを基本とする。

- 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されており、大津波警報・津波警報が津波注意報に切り替わった後に、後発地震に備えて事前避難対象地域の市民が事前避難のために開設する避難所は、次のとおりとする。

避難所名	所在地	備考
千鳥津波避難所	名和町一番割中 59-2	要配慮者
名和中学校	名和町中首羅 1-1	
名和小学校	名和町山東 10	

※実際の避難所運営にあたっては、感染症対策に必要なソーシャルディスタンスを確保しつつ、避難所の状況に応じた適切な収容人数を設定するものとする。

- 市は、地震に伴う土砂災害警戒区域等（名和地区、荒尾地区、富木島地区、大田地区、高横須賀地区、加木屋地区）や耐震性が低い住宅に住んでいる市民に自主避難を呼びかけるため、拠点避難所を開設する。

避難所名	所在地	備考
名和中学校	名和町中首羅 1-1	
名和小学校	名和町山東 10	
上野中学校	名和町奥平戸 28	
渡内小学校	荒尾町義呂 1-1	
平洲小学校	荒尾町片坂 1	
明倫小学校	荒尾町土取 1-1	
平洲中学校	富貴ノ台五丁目 181	
富木島小学校	富木島町手代 44	

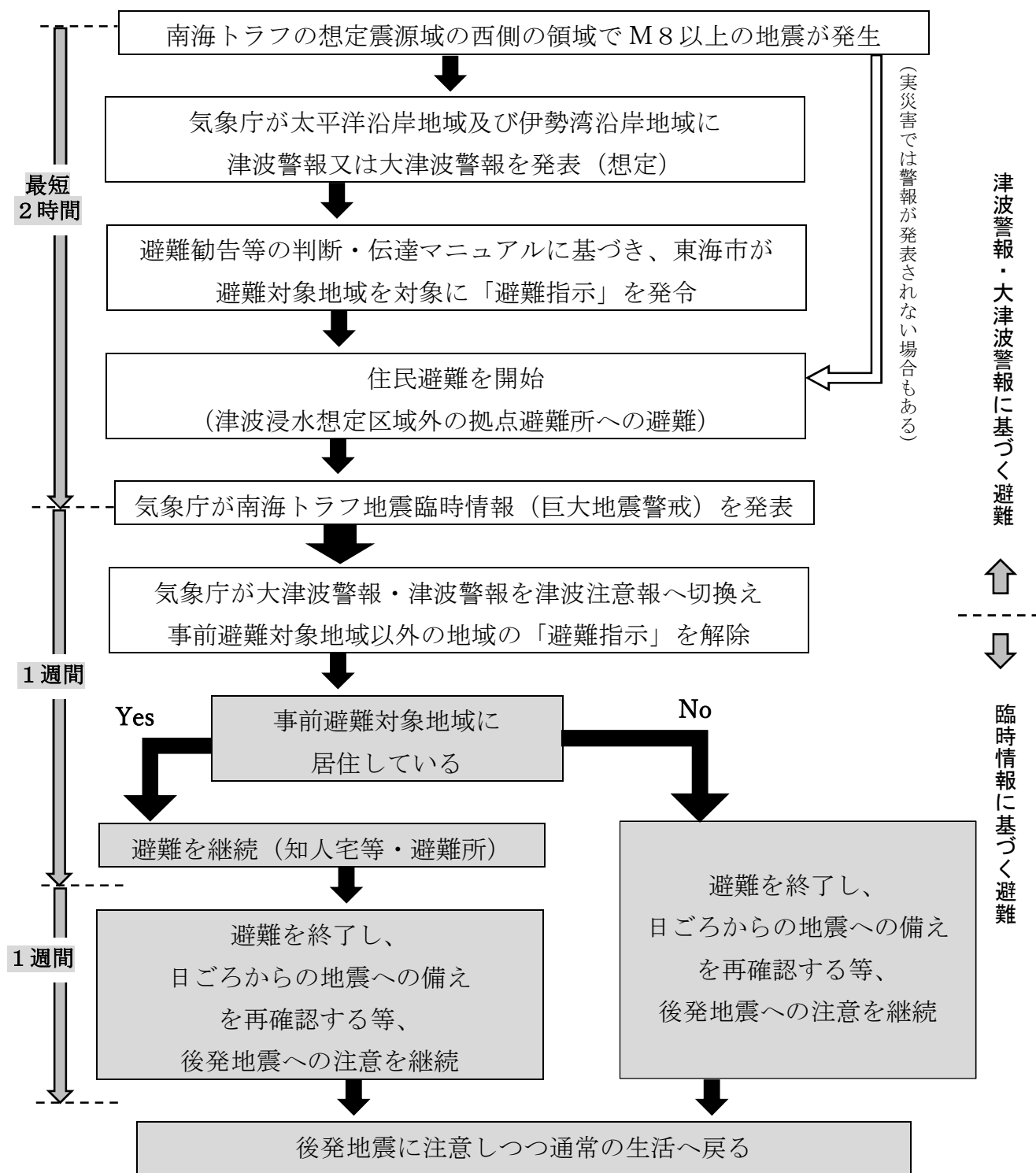
富木島中学校	富木島町向イ 27	
船島小学校	富木島町船島 1-1	
富木島公民館	富木島町東山田 7-1	
横須賀中学校	高横須賀町猫狭間 2	
県立横須賀高等学校体育館	高横須賀町広脇 1	
加木屋小学校	加木屋町編笠 9	
三ツ池小学校	加木屋町鎌吉良根 9	
加木屋南小学校	加木屋町泡池 2	
加木屋中学校	加木屋町西御嶽 18-1	
県立東海南高等学校体育館	加木屋町社山 55	

- 市は、原則として知人宅などへの避難を促しつつ、事前避難対象地域に居住する避難者の避難所利用を優先するが、自主避難者が多いなど、既に開設する避難所が不足すると判断した場合は、状況に応じて次の避難所を開設するものとする。さらに避難所が不足する場合は、さらなる避難所の開設、グラウンドや駐車場での車中泊、テント泊などを検討する。その際、熱中症やエコノミークラス症候群など、避難者の健康管理に留意する。
- 避難所及び福祉避難所の開設及び運営方法については、「東海市避難所運営マニュアル」の例により実施するが、避難生活に必要な食料、日用品、マスクや体温計等の感染症対策用品は避難者が用意することを基本とする。また、愛知県が作成した「避難所における感染拡大予防ガイドライン」及び本市が作成した「避難所運営マニュアル（別冊）」等を参考に、感染症に対し万全の対策をとったうえで実施する。
- 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の発表に伴い開設する避難所の使用場所については、学校の早期再開等を考慮しつつ、各学校と調整し作成した「避難所運営マニュアル」に示された場所を基本とする。
- 市は、原則として南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に伴う避難所の開設期間は1週間であることを、避難所開設当初から様々な機会を捉え

て避難者に伝え、避難所の閉鎖が円滑に進むよう努めるものとする。

- 避難所への移動は、徒歩による移動を基本とするが、徒歩による移動が困難な地域に居住する市民や要配慮者、避難所から通勤・通院するなど、やむを得ない理由を有する者は、車両等による避難を行うものとする。この場合において、避難者の駐車場等は既存の来客者用駐車場を活用するものとするが、不足するときは校庭などのオープンスペース等に駐車場等を確保する。
- 事前避難対象地域など、多くの市民が避難している地域の防犯・防火対策については、警察及び消防が連携して実施することとする。一方で、市民自らの見回りが可能な地域にあっては、避難する市民が警察及び消防の活動を補助することとする。

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表した場合における
住民避難行動の主な流れ



④ 市が所管する公共施設等の対応

㊦ 校区内に事前避難対象地域が含まれる小中学校の対応

- 校区内に事前避難対象地域が含まれる小中学校等は、原則として、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から1週間は休校とする。

- 休校措置を行う小中学校は、次のとおりとする。

学校名	所在地	備考	避難所開設
緑陽小学校	名和町石谷 80	予備拠点避難所	
名和中学校	名和町中首羅 1-1	拠点避難所	○

- 休校措置を行う小中学校は、児童・生徒の引き渡しの方法を事前に検討しておくとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後は、各学校が作成した避難計画などを参考に、速やかに児童・生徒の引き渡しを行う。
- 土砂災害などにより後発地震発生後の避難では安全が担保できないと施設管理者（学校長）が判断した場合は、児童・生徒の引き渡しを行うなど、適切な対応を行う。

(イ) 避難所となる小中学校等の対応

- 避難所となる小中学校等については、原則として避難所が開設されている期間は災害対策本部の指示により休校とする。
ただし、避難者が少数の場合は、可能な限り別の避難所に移動させ、学校の再開を優先する
- 避難所となる学校の教職員は、避難所の開設に可能な限り協力する。
- 休校とする場合は、地域や避難所の状況に応じて、休校期間中に家庭で子どもが孤立しないような対応策を検討し、実施するものとする。

- 市は、地震に伴う土砂災害警戒区域等（名和地区、荒尾地区、富木島地区、大田地区、高横須賀地区、加木屋地区）及び耐震性が低い住宅に住んでいる市民に自主避難を呼びかけることから、拠点避難所を開設するため、避難者が発生した場合は原則として休校措置をとる。

(ウ) 校区内に事前避難対象地域がなく、休校措置を行わない小中学校等の対応

- 後発地震の発生に備え、適切な措置を行うとともに、必要な教育活動を通常通り継続する。
- 後発地震の発生に備え、適切な措置を行うとともに、後発地震が発生した際の児童・生徒の保護の方法等について、各小中学校等が作成した避難計画などを参考に、個々の小中学校等の状況に応じて事前に検討する。

- 後発地震の発生に備え、次の措置を行う。
 - ・ 保護者及び関係機関の緊急連絡先の再確認
 - ・ 児童・生徒の保護の方法、避難経路、避難誘導実施担当者等の再確認
 - ・ 施設の防災点検、設備及び備品等の転倒・落下防止対策
 - ・ 出火防止措置及び食料品の備蓄状況及び非常持出品の再確認
 - ・ その他、後発地震に備えた施設及び設備の再点検

(エ) 公共の保育園、放課後児童クラブ及び社会福祉施設等の対応

- 事前避難対象地域外の保育園、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ及び総合老人ホームなどの社会福祉施設は、後発地震の発生に留意しつつ、津波浸水想定など勘案し、必要に応じ規模の縮小を行うなど、状況に応じた適切な対応を行うものとする。また、後発地震が発生した際の児童及び生徒並びに要配慮者の保護の方法等について、各施設が作成した避難計画などを参考に、個々の施設の状況に応じて事前に検討しておく。

- 後発地震の発生に備え、(1)④(ウ)に記載した措置に準じた対応を行う。

(外) その他の市所管公共施設の対応

- 避難所となる市所管公共施設については、原則として避難所が開設されている期間は休業とする。
- 事前避難対象地域の市が所管する公園、広場、駐車場等については、原則として「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から1週間は市民等に利用を控えるように周知を行う。
- 上述する以外の施設は、後発地震の発生に備え、適切な措置を講じつつ、事業を通常どおり継続する。ただし、施設の立地状況等により後発地震からの避難では間に合わない等、生命に危険が及ぶと施設管理者が判断する場合は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から1週間の休業を検討する。

- 後発地震の発生に備え、主に次の措置を行う。

＜共通事項＞

- ・ 入館者等への情報伝達
- ・ 入館者等の保護の方法、避難経路、避難誘導実施担当者等の再確認
- ・ 施設の防災点検、設備、備品（遊具等を含む）及び展示物等の転倒・落下防止対策
- ・ 出火防止措置及び消防用設備等の再点検
- ・ 飲料水及び食料品の備蓄状況及び非常持出品の再確認・不足する場合は速やかに調達
- ・ 非常用電源設備、防災設備、コンピュータ等の通信設備の点検・整備
- ・ その他、後発地震に備えた施設及び設備の再点検

＜事前避難対象地域の施設・公園等＞

- ・ 市所管公共施設の閉鎖措置
- ・ 公園等の利用を控える旨の市民への広報
- ・ 後発地震に備えた安全対策の実施

＜個別事項＞

- ・ 道路、橋梁、トンネル及び法面等の安全管理措置
- ・ 河川、水門及び樋門等の閉鎖手順の確認・閉鎖等
- ・ 大池公園動物園舎などの特殊施設にあつては、後発地震発生後の危険防止の観点から必要な措置
- ・ 社会福祉施設にあつては、入居者の保護及び保護者への引継ぎ方法等
- ・ 水道・下水道施設の点検・確認
- ・ 農地・ため池等の点検・確認
- ・ その他、後発地震発生に備えた措置

(2) 市民の対応

- 市民は、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表した際は、後発地震が発生する可能性が高まっている異常事態であることを十分に認識し、「自らの命は自ら守る」ことを最優先に、できる限り安全な行動をとるものとする。
- 気象庁が発表する情報、市が発令する情報を様々な手段を用いて自ら取得するよう心がけるとともに、市や地域の自主防災組織が実施する防災対応に積極的に協力するものとする。
- 事前避難対象地域の市民は、平常時より避難先、避難経路及び緊急避難場所を検討しておくとともに、家族等とこれらの情報を共有するものとする。
- 事前避難対象地域の市民は、市が避難指示を発令し次第、速やかに避難を開始するものとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表から1週間は避難を継続する。
- 土砂災害警戒区域等及び耐震性が低い住宅に住んでいる市民は、市からの情報を取得し次第、自主避難を開始し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の発表から1週間を目途に避難を継続する。
- やむを得ず、市が開設する避難所に避難する場合は、食料・日用品等は自ら用意するとともに、避難所の運営に積極的に参加するものとする。
- 全ての市民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の発表後2週間は、日常生活を送りつつ、日頃からの地震への備えの再確認をする、より安全な行動を選択するなど、後発地震による被害軽減や迅速な避難行動を図るものとする。
- 市民は、臨時情報発表後にあわてて飲料水・食料の備蓄、家具の固定をすることがないように、日頃から必要な対策を実施するものとする。

- 市民がとるべき行動として主なものを次に掲げる。
 - ・ 飲料水や食料、生活必需品、非常持ち出し袋の点検・確認
 - ・ 家具等の転倒やガラス飛散防止策などの室内対策の確認・補強
 - ・ 避難所、避難路、緊急避難場所の確認
 - ・ 家族との連絡手段の確認
 - ・ できる限り安全な場所で生活し、極力危険な場所に行かない
 - ・ 出火や延焼防止対策の確認
 - ・ 防災ラジオや携帯電話などの予備バッテリーの準備

(3) 事業者の対応

① 全般的事項

- 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表した際は、後発地震の発生に最大限警戒しつつ、必要な事業を継続する。
- その際の防災対応については、事業所等において南海トラフ地震が突発的に発生した際の対応を記載した事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画等を参考に、適切な避難行動・業務継続を行う。
- 民間の保育園、認定こども園、幼稚園及び放課後児童クラブ並びに高齢者福祉施設及び障害者福祉施設などの要配慮者が利用する施設の管理者は、事業者が作成した避難計画などを参考に、(1)④(エ)に準じた対応を行う。
- 危険物又は有害物質を取り扱う事業者は、管理状況を確認するなど、後発地震によりこれらが漏えい・流出等をしないよう適切な管理を行う。

- 事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された際の対応について、あらかじめ検討し、事業所等が策定する事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画に盛り込んでおく。

<検討項目の例>

- ・食料、燃料及び資機材などの確保方法
- ・非常用発電設備や重要生産設備の点検方法
- ・代替の原材料の調達先や運搬ルートの再設定
- ・従業員の再配置案
- ・非常時優先業務の設定

- 事業者は、事業所等が策定した事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画を基に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の発表後2週間は、人員の再配置や優先度の高い業務の選択など、事業活動を継続するための措置をとる。
- 事業者は、日頃からの備えの再確認、施設及び設備の点検、従業員の安全措置、確実な情報伝達の実施など、後発地震に備えた対応を適切に実施する。
- 個別分野における主な防災対応は、次のとおりとする。

項目	「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表後の防災対応
電気	○ 電力事業者は、電力の供給を継続するとともに、後発地震に備えて、電力施設（発・変電設備及び送・配電設備など）の巡視・点検を重要度に応じて行い、保安の確保を図る。

	○ 応急復旧用資機材、車両、飲料水、食料などの備蓄状況を確認する。 ○ 他電力会社との電力融通の手段について再確認する。 ○ 停電情報の発表など広報手順について再確認する。 ○ 突発地震が発生した際の応急対策を速やかに行うための体制、具体的な方法、関係者への連絡手段を構築する。
ガス	○ 市内各ガス事業者は、ガスの供給を継続するとともに、後発地震に備えて、ガス工作物（製造設備、供給設備など）の巡視・点検を重要度に応じて行い、必要に応じて補強等適切な対応を行う。 ○ また、突発地震に備えて、設備の緊急装置や地震計、通信設備についても巡視・点検を行い、保安の確保を図る。 ○ （一財）日本ガス協会等の関係団体との非常連絡体制を確認する。 ○ 復旧を迅速に行うため、低圧導管の地区別ブロックの維持を図る。 ○ 復旧用資機材、車両、飲料水、食料などの備蓄状況を確認する。 ○ ガス供給状況の発表など広報手順について確認する。 ○ 突発地震が発生した際の応急対策について、速やかに行うための体制、具体的な方法、関係者への連絡手段を構築する。
上水道	○ 市及び県は、水道水の供給を継続するとともに、後発地震に備えて、水道施設等の巡視・点検を重要度に応じて実施するなど、可能な限り被災箇所数を少なくし、断水時間を短くする措置を講じる。 ○ 水道水の給水機能が継続できなくなった場合を想定し、市民に対して備蓄している飲料水の点検や生活用水の貯水と呼びかけるとともに、応急給水活動の準備を開始する。 ○ 水道水の供給が困難となることを想定し、愛知県等への応援要請の手順及び緊急時の窓口連絡先を再確認する。
下水道	○ 市及び県は、下水道施設等の稼働を継続するとともに、後発地震に備えて管路施設及びポンプ場並びに処理場等の巡視・点検を重要度に応じて実施するなど、可能な限り被災箇所数を少なくし、早期の施設稼働を実現する措置を講じる。 ○ 後発地震により施設が被災したときを想定し、施設運転業務受託者や「愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領」に基づく愛知県知多建設事務所との緊急連絡体制を再確認する。 ○ 下水道施設の維持管理・修繕が迅速・円滑に行われるよう、民間事業者等への応援要請の手順及び緊急時の窓口連絡先を再確認する。
通信	○ 通信事業者は、平常通り音声通話及びインターネット接続機能を確保するとともに、後発地震に備えて、通信設備の巡回点検を行う。 ○ 後発地震に備えて、予備電源設備などの電源の確保、移動無線機、応急対策用車両や資機材の確保を行うとともに、災害復旧体制の整備を行う体制、具体的な方法、関係者への連絡手段を構築する。

	○ 飲料水、食料などの備蓄状況を確認する。 ○ 後発地震に備えて、災害用伝言ダイヤルその他の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた広報を行う。
鉄道	○ 鉄道事業者は、安全に最大限留意し、運行停止も視野に入れつつ、平常通りの鉄道の運行に努めるとともに、重要度に応じて鉄道施設等の点検巡回を行う。 ○ 応急復旧用資機材、飲料水、食料などの備蓄状況を確認する。 ○ 津波浸水や土砂災害のおそれのある地域を運行する場合は、後発地震による安全対策等について予め検討しておく。 ○ 後発地震が発生した際の帰宅困難者対策を適切に行う体制、具体的な方法、関係者への連絡手段を確認する。
バス	○ バス事業者は、安全に最大限留意し、運行停止も視野に入れつつ、平常通りのバスの運行に努める。 ○ 燃料を確保するとともに、飲料水、食料などの備蓄状況を確認する。 ○ 津波浸水や土砂災害のおそれがある地域を運行する場合は、後発地震による安全対策等について予め検討しておく。 ○ 後発地震が発生した際の帰宅困難者対策を適切に行う体制、具体的な方法、関係者への連絡手段を確認する。
病院、小売業など不特定多数の者が出入りする施設	○ 施設責任者は、従業員や要配慮者の安全確保を最大限図りつつ、営業を継続するよう努めるとともに、営業を継続する施設・店舗を広く周知するなど、混乱防止に努める。 ○ 後発地震に備えて、自家発電設備などの重要設備・飲料水・食料の備蓄状況等を点検する。 ○ 店舗等が事前避難対象地域にあるときは、後発地震発生時の避難誘導の方法、責任者、安全確保措置をあらかじめ明示するとともに、後発地震からの避難では間に合わない等、生命に危険が及ぶと判断する場合は、休業や要配慮者の事前避難も視野に入れる。
金融	○ 金融機関は、従業員や来客者の安全確保を最大限図りつつ、キャッシュサービスなど金融機関に係る営業を継続するよう努めるとともに、営業を継続する店舗を広く周知するなど、混乱防止に努める。
放送	○ 放送事業者は、気象庁からの南海トラフ地震臨時情報及び市からの避難情報等の正確かつ迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するための措置を適切に講じる。
その他	○ 地震が発生した場合に被害の生じるおそれのある施設や緊急的に稼働しなければならない設備について、重要度に応じて点検巡回を行う。 ○ 従業員や来客者の安全確保を最大限図りつつ、一部地域の避難や被害の状況を踏まえ、事業活動継続の手段を検討・実施する。 ○ その他、後発地震が発生した際の防災行動を検討・実施する。

② 事前避難対象地域に所在する事業所等の対応

- 事業者は、原則として「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から1週間は、後発地震が発生するリスクが高まっていることから、事業継続しながら危険回避措置を行うなど、最大級の警戒をしつつ、事業活動を継続する。この場合において、従業員のテレワーク等が可能であれば、可能な限り実践する。
- 事業者が後発地震からの避難では間に合わない等、生命に危険が及ぶと判断する場合は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から1週間は休業とする。
- 事業者は、後発地震が発生しないまま1週間が経過した場合は、さらに1週間は後発地震に備える。
- 事業者は、後発地震が発生しないまま2週間が経過した場合は、後発地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、通常通り事業活動を行う。

③ 事前避難対象地域以外に所在する事業所等の対応

- 事業者は、後発地震の発生に備え、事業所等において南海トラフ地震が突発的に発生した際の対応を記載した事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画等を参考に、具体的な対策を平常時から検討し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から2週間は、適切な避難行動・業務継続を行う。
- 事業者は、津波浸水が予想される道路の利用を避け、予め検討した輸送に必要な代替ルートへ変更する。

(4) その他

- 市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時に、宿泊者・旅行者など一時滞留者に対して、避難所への誘導、帰宅支援など必要な対策を講じる。

7 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された際の対応

(1) 市の対応

① 災害対策本部の設置及び第1非常配備を敷く

（非常配備体制は、必要に応じて拡大）

- 市は、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表した際に、災害対策本部を直ちに設置する。既に災害対策本部を設置している場合は、本部機能を維持する。
- 災害対策本部は、関係機関等との連絡調整・報告等を的確に実施するとともに、市民及び事業者に対して後発地震への備えを徹底する旨の周知を的確に実施する。
- 後発地震が発生しないまま1週間が経過した場合は、災害対策本部を解散する。

- 市は、次に示す関係機関と連絡調整・報告等を実施するとともに、災害対策本部へ報告する。

- ・ 関係機関（警察、消防、消防団、自衛隊、愛知県等）との連絡調整等
- ・ ライフライン事業者（電気、ガス、通信事業者）との連絡調整
- ・ 各協定締結業者及び関係団体との連絡調整
- ・ 各学校、保育園及び認定こども園、幼稚園及び市所管公共施設との連絡調整
- ・ 社会福祉施設への連絡調整
- ・ その他、関係者との連絡調整・報告等

- 市は、全市民に対して、家具の固定、飲料水・食料の備蓄の徹底、避難場所や経路、家族との安否確認手段の再確認など、後発地震への備えを徹底するように、多重の通信手段により周知する。

周知媒体	具体的な内容
防災スピーカー	○ 日頃からの地震の備えを再確認するなど、今後1週間は突発的な地震に備える。 ○ 事業者は、従業員や来客者等の安全を確保しつつ、必要な事業を継続する。
サイレン吹鳴装置	
デジタル掲示板	
ホームページ	
防災ラジオ	
ケーブルテレビ・FM ラジオ	
ちたまる安全安心メルマガ	
Yahoo! 防災速報	
ツイッター	
広報車による周知など	

★ 広報文例

こちらは、東海市です。〇時〇〇分、気象庁より「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されました。これに伴い、東海市は、[災害対策本部]を設置しました。今後、大きな地震が発生する可能性があります。水・食料の備蓄、家具の固定をするとともに、避難先や家族との安否確認手段を再確認するなど、少なくとも今後1週間は巨大地震に注意してください。

- 災害対策本部は、市民等からの問合せ等に対応する窓口を設置する。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した際に、災害対策本部体制の各部で実施すべき主な業務については、6(1)①に準じる。
- これまでに述べた市の対応以外の対応については、「東海市業務継続計画（BCP）」、「東海市災害対策活動要領」等の例による。

② 小中学校等、公立保育園、放課後児童クラブ及び社会福祉施設等の対応

- 後発地震の発生に備え、適切な措置を行いつつ、必要な事業を通常通り継続する。
- 後発地震が発生した際の児童及び生徒並びに要配慮者の保護の方法等について、各小中学校等が作成した避難計画などを参考に、個々の学校・施設等の状況に応じて検討する。

- 後発地震の発生に備え、次の措置を行う。
 - ・ 保護者及び関係機関の緊急連絡先の再確認
 - ・ 児童・生徒等の保護の方法、避難経路、避難誘導実施担当者等の再確認
 - ・ 施設の防災点検、設備及び備品等の転倒・落下防止対策
 - ・ 出火防止措置及び消防用設備等の再点検
 - ・ 飲料水及び食料品の備蓄状況及び非常持ち出し品の再確認
 - ・ その他、後発地震に備えた施設及び設備の再点検

③ その他の市所管公共施設の対応

○ 市は、後発地震の発生に備えた適切な措置を講じつつ、通常通り事業を継続する。

○ 市は、後発地震の発生に備え、次の措置を行う。

<共通事項>

- ・入館者等への情報伝達
- ・入館者等の保護の方法、避難経路、避難誘導実施担当者等の再確認
- ・施設の防災点検、設備、備品（遊具等を含む）及び展示物の転倒・落下防止対策
- ・出火防止措置及び消防用設備等の再点検
- ・水及び食料品の備蓄状況及び非常持ち出し品の再確認・不足品の調達
- ・その他、後発地震に備えた施設及び設備の再点検

<個別事項>

- ・道路、橋梁、トンネル及び法面等の安全管理措置
- ・河川、水門及び樋門等の閉鎖手順の確認・閉鎖等
- ・大池公園動物舎等特殊施設にあっては、後発地震発生後の危険防止の観点から必要な措置
- ・社会福祉施設にあっては、入居者の保護及び保護者への引継ぎ方法等
- ・水道・下水道施設の点検・確認
- ・農地・ため池等の点検・確認

(2) 市民の対応

- 市民は、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表した際は、後発地震が発生する可能性が高まっている異常事態であることを十分に認識し、できる限り安全な行動をとらなければならない。
- 気象庁が発表する情報、市が発令する情報を様々な手段を用いて自ら取得するよう心がけるものとする。
- 市民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表後1週間は、日常生活を送りつつ、日頃からの地震への備えの再確認をする、より安全な行動を選択するなど、後発地震からの被害の軽減を図る。
- 市民は、臨時情報発表後にあわてて飲料水・食料の備蓄、家具の固定をすることがないように、日頃から必要な対策を実施する。

○ 市民がとるべき行動は、6(2)に準じる。

(3) 事業者の対応

- 事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された際は、発表後 1 週間は後発地震の発生に留意しつつ、必要な事業を継続する。
- その際の防災対応については、事業所等において南海トラフ地震が突発的に発生した際の対応を記載した事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画等を参考に、適切な避難行動・事業継続を行う。
- 民間の保育園、認定こども園及び幼稚園並びに高齢者福祉施設及び障害者福祉施設などの要配慮者が利用する施設の管理者は、事業者が作成した避難計画などを参考に、7(1)②に準じた対応を行う。

- 事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された際の対応について、予め検討し、事業者等が策定した事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画などに盛り込んでおく。

<検討項目の例>

- ・食料、燃料及び資機材などの確保方法
- ・非常用発電設備や重要生産設備の点検方法
- ・代替の原材料の調達先や運搬ルート
- ・従業員の再配置案
- ・優先業務の設定

- 事業者は、事業所等が策定した事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画等を踏まえ、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表後 1 週間は、人員の再配置や優先度の高い業務の選択など、事業活動を継続するための措置をとる。
- 事業者は、日頃からの備えの再確認、施設及び設備の点検、従業員の安全措置、確実な情報伝達の実施など、後発地震に備えた対応を適切に実施する。

8 配慮事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報の理解促進

- 市は、従前から実施している突発地震への備えを最重要事項としつつ、気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報を最大限活用し、被害の軽減に努める。
- 市は、南海トラフ地震臨時情報の誤った理解による社会的混乱が発生しないよう、あらゆる機会を捉えて、臨時情報の内容及び本指針に記載する防災対応を市民その他の関係者へ周知し、正しい情報の理解に努める。特に、事前避難対象地域に居住する市民に対しては、住民説明会を実施するなど、周知徹底を図る。
- 関係機関及び事業者は、関係者及び従業員等へ南海トラフ地震臨時情報の正しい理解の啓発に努めるとともに、市が行う災害対応に可能な限り協力するものとする。
- 市は、南海トラフ地震臨時情報発表後に、市民が慌てて家具固定や備蓄品の確保などを行わなくて済むよう、普段からの防災対応の啓発に努める。
- 市は、避難所の状況や収容人数を適宜把握し、感染症の拡大にも留意しつつ適切な避難所運営を実施するものとする。
- 市は、関係部局や関係機関、事業者等と連携・調和を図りつつ、適切な防災対応がとれるよう、情報共有や協議等を適切に行う。
- 市、関係機関及び事業者は、東海市地域防災計画、本指針その他の関係規定、計画及びマニュアル等に基づき、気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報が最大限の活用が図られるよう事前に検討を行い、これらが発表された際の具体的な体制、手順等について、例えば事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画又はマニュアル等に記載しておく。

- 市、関係機関及び事業者は、南海トラフ地震臨時情報の周知を進める際は、南海トラフ地震臨時情報は必ずしも発表されるわけではなく、突発的に南海トラフ地震が発生する可能性もあることに最大限留意する必要がある。
- 気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報を最大限活用するためには、市の各部局、関係機関及び事業者が、気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報が発表された際の具体的な体制、防災対応手順、関係者の連絡先等を平常時に検討しておくことが必要不可欠である。
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の具体的な体制、手順については、例えば、事業者が作成した事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画、市が策定する各種マニュアルに記載するなどの方法が考えられる。

(2) 訓練等の実施と指針の見直し

- 市、関係機関、事業者及び市民は、現在実施している地震防災訓練に加えて、南海トラフ地震臨時情報が発表された際にとるべき防災対応についても訓練を実施し、参加者に理解してもらうことが重要である。
- 市、関係機関、事業者は、訓練の結果及び反省点等を踏まえ、訓練内容の見直し、事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画又はマニュアル等の見直しを行う。
- 市は、関係部局や関係機関と継続して協議を進め、南海トラフ地震臨時情報を最大限活用した被害の軽減策の充実に努める。
- 市は、関係者からの意見を踏まえつつ、定期的に東海市地域防災計画、本指針その他の計画及びマニュアル等の見直しを行う。

9 その他

- 南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応については、これまでに記載したもののほか、ガイドライン、手引きに記載された防災対応を準用する。
- 「事前避難対象地域」の設定の詳細については、「東海市津波対策計画」に記載する。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表に伴う学校休校時における乳幼児、児童及び要配慮者（高齢者・障害をお持ちの方など）を一時的に預かる仕組みについては、一律の手順を設けることは課題も多いことから、関係部局と継続して検討を進める。

参考資料

※ 「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府）」より抜粋

地震への備えの再確認やとるべき行動のチェックリスト (市民編)

迅速な避難体制・準備

- ☐ 地域のハザードマップで地震、津波、土砂災害等のような危険が想定されるかを確認する
- ☐ 安全な避難場所・避難経路等を確認する
- ☐ 家族との連絡手段を決めておく
- ☐ 非常持出品（食料、水、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ、マスク、消毒液、体温計など避難生活をおくるために必要なもの）を就寝時でもすぐに持ち出せるように準備する
- ☐ すぐに逃げられる服装で就寝する
- ☐ 出入り口に避難の支障となるものを置かない
- ☐ 耐震性が低い建物や、土砂崩れや津波浸水のおそれがあるところには、できるだけ近づかない
- ☐ 倒壊危険性のあるブロック塀等には近づかない
- ☐ 屋内のできるだけ安全な場所、安全な部屋で生活する
- ☐ がけ崩れのおそれがある地域では、がけに近い居室で寝るのを控える
- ☐ 津波、土砂災害等のリスクが高いところでは、不安がある場合に避難できる安全な知人宅、親類宅等を検討する

家具等の転倒及びガラス飛散防止対策など室内の対策

- ☐ 窓ガラスの飛散防止対策をする
- ☐ タンス類・本棚の転倒防止対策をする
- ☐ キャスター付きの収納、ベッド等を固定する
- ☐ テーブル・椅子のすべり防止対策をする
- ☐ テレビをテレビ台に固定し、テレビ台のすべり防止対策をする
- ☐ 食器棚の転倒・ガラス扉の飛散・引き出しの飛び出し防止対策をする
- ☐ 冷蔵庫の転倒防止対策をする
- ☐ 電子レンジの落下・すべり防止対策をする
- ☐ ベッド頭上に物を置かない
- ☐ 高い場所に物を置かない

出火や延焼の防止対策

- ☐ 火災警報器の電池切れがないことを確認する
- ☐ 不要な電気機器等の使用を控え、コンセントのプラグを抜く
- ☐ コンロやストーブの周囲に燃えやすい物を置かない
- ☐ 消火器を取り出しやすい場所に置く
- ☐ プロパンガスのボンベを転倒しないように固定する
- ☐ 漏電遮断機や感震ブレーカー等を設置する

地震発生後の避難生活の備え

- ☐ 水や食料の備蓄を多めに確保する
- ☐ 簡易トイレを用意する
- ☐ 携帯ラジオや携帯電話の予備バッテリー等を準備する

地震への備えの再確認やとるべき行動のチェックリスト (事業者編)

身の安全確保と迅速な避難体制・準備

- ☐ 地域のハザードマップを確認する
- ☐ 建物の耐震診断を行う
- ☐ 従業員等に耐震性の低い建物には近寄らないよう周知する
- ☐ 耐震性が低い建物を利用している場合は、代替拠点に機能を移す
- ☐ 安全な避難場所・避難経路等を確認するとともに従業員や顧客の避難誘導ルールを策定する
- ☐ 従業員の安否確認手段を決める
- ☐ 出入り口に避難の支障となる物を置かない
- ☐ 防災訓練（避難訓練、火災消火器等）を実施する
- ☐ 土砂崩れや津波浸水のおそれがある場所での作業を控える

施設・設備などの安全対策

- ☐ 重要設備の地震時作動装置の点検を実施する
- ☐ 機械・設備・PC等の転倒・すべり防止対策をする
- ☐ 机・椅子のすべり対策をする
- ☐ 窓ガラスの飛散防止対策をする
- ☐ 高い場所に危険な物を置かない
- ☐ 文書を含む重要な情報をバックアップし、発災時に同時に被災しない場所に保存しておく

発災後のための備え

- ☐ 非常用発電設備の準備及び燃料貯蔵状況を確認する
- ☐ 早期復旧に必要な資機材の場所を確認する
- ☐ 事業継続に必要な調達品の確保を実施する（製品や原材料の在庫量見直し等）
- ☐ 水や食料等の備蓄品の場所と在庫の有無を確認する
- ☐ 企業・組織の中核機能を維持するための、緊急参集や迅速な意思決定を行える体制や指揮命令系統を確保する
- ☐ 発災後の通信手段、電力等の必要な代替設備を確保する
- ☐ 取引先や、顧客、従業員、株主、地域住民、政府・地方公共団体などへの情報発信や情報共有を行うための体制の整備、連絡先情報の保持、情報発信手段を確保する
- ☐ 災害時の初動対応や二次災害の防止など、各担当業務、部署や班ごとの責任者、要員配置、役割分担・責任、体制などを確認する
- ☐ 津波浸水が予想される海沿いの道路利用を避け、輸送に必要な代替ルートを検討する

事業者の防災対応検討の際の参考様式集

＜重要業務の整理＞

重要業務	重要業務に必要な資源		重要業務 の責任者	責任者 連絡先	備考
	人手による一部代 替が不可能な資源	人手による一部代 替が可能な資源			

＜対象とする災害と想定される被害の整理＞

対象とする災害	南海トラフ巨大地震（震度〇、津波浸水深〇m、津波到達時間〇分）
想定される被害	（事業所 A） ・ 施設躯体の損壊・亀裂、壁・天井の落下 ・ 什器・家具類の転倒・落下、ガラスの散乱 ・ エレベータの停止 ・ 負傷者の発生 （事業所 B） ・ 昼間発災の場合、最初の地震でも津波警報等発表により要避難（後発地震ではさらに強震動が伴う可能性があり、営業が難しい）。 （事業所 C） ・ 立地場所では大きな被害は想定されず、通常営業が可能。ただし、最初の地震による被災の影響があり、部品調達等が難しい。

＜南海トラフ地震臨時情報発表時のリスクの整理＞

項目	状況	リスク
避難指示	・ 事業所 A が避難指示の発令対象地域に位置	事業所 A の事業中断
学校	・ 学校 A の臨時休業	学校 A の児童・生徒の保護者である従業員が出社困難
道路	・ 最初地震の影響で伊勢湾側のルートが使用困難	大幅な迂回による輸送、部品・物資調達の遅れ等
鉄道	・ 通常運行が可能ではあるものの、最初の地震による被災影響あり	折り返し運転等の影響でダイヤの乱れ等
ライフライン	・ 通常どおりの供給継続	・・・
・・・		

＜日頃からの地震への備えの再確認に関する事項の整理＞

※「地震への備えの再確認やとるべき行動のチェックリスト（事業者編）」参照

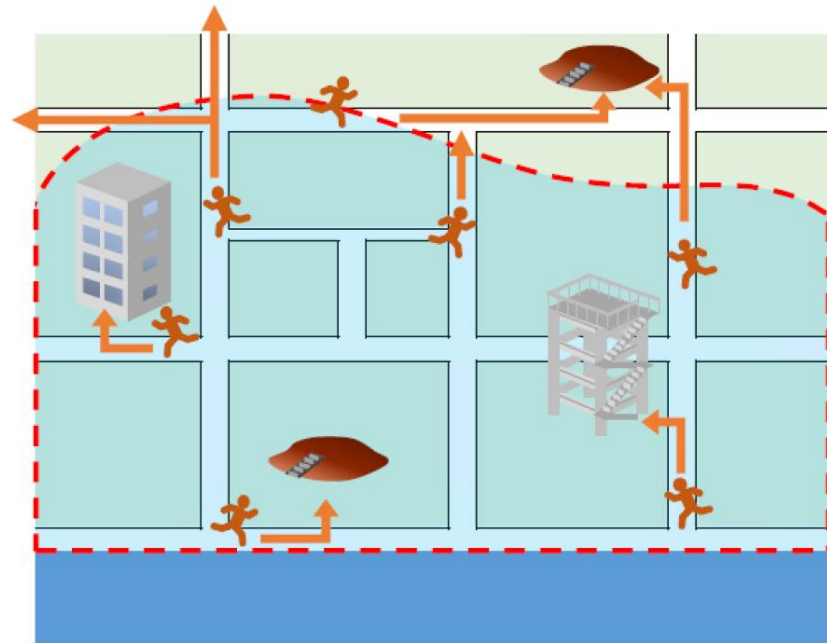
＜施設及び整備等の点検に関する事項の整理＞

点検項目	点検手順	担当
主要生産設備の点検		
転倒・落下物の危険個所の点検		
保有者宅等の耐震性の確認		
緊急用自動車の点検、整備		
・・・		

＜住民等の安全確保に関する事項の整理＞

住民等の安全確保	備考
「事前避難対象地域」外への避難	
．．．	

避難経路、危険マップ



事業所名	
避難先	
避難誘導責任者	
備考	

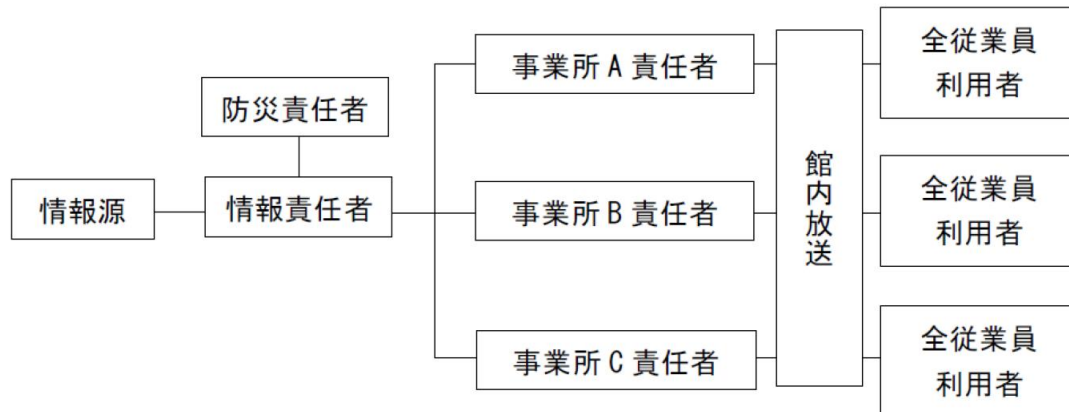
＜地震に備えて普段以上に警戒する措置に関する事項の整理＞

地震に備えて普段以上に警戒する措置	備考
輸送ルートを津波の危険のある沿岸部から内陸部に変更	
利用する港の変更	
荷物の平積み措置	
燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化	
．．．	

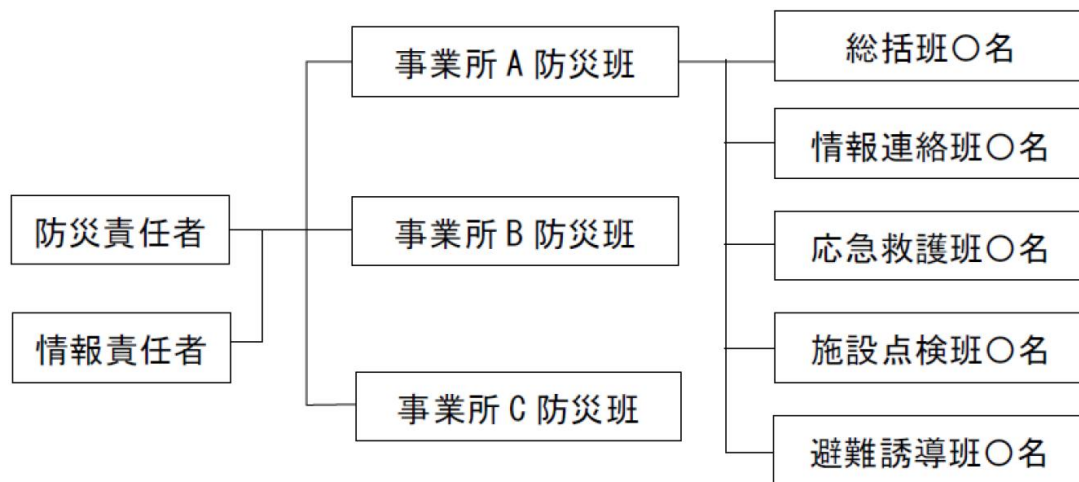
<地域への貢献に関する事項の整理>

地域貢献活動	備考
避難者に対する生活必需品等の必要物資の提供支援	
避難先として敷地の提供	
．．．	

<南海トラフ地震臨時情報伝達経路に関する事項の整理>



<南海トラフ地震臨時情報発表時の所要要員の確保に関する事項の整理>



用語集

[あ行]

大津波警報

気象庁が、予想される津波の高さが高い所で3 mを超える場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表。なお、大津波警報は、特別警報に位置付けられている。

[か行]

後発地震

最初の地震の後、または、ゆっくりすべりケースでの地殻変動の後に発生するおそれのある大規模地震。

高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、市町村が高齢者等避難を発令し、要配慮者等が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域。

[さ行]

最初の地域

「南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上」、「南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満」、「南海トラフ地震の想定震源域のプレート境界以外、想定震源域の海溝軸外側 50 km 程度までの範囲で M7.0 以上」の地震が発生し、地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価される基準を満たす地震

事前避難対象地域

地震発生後では津波からの避難が間に合わないおそれがあるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、政府からの呼びかけを受けて、避難指示を発令すべき対象として、市町村があらかじめ定めた地域。

市民

本市域に居住する者や通勤、通学、旅行者等その地域にいる全ての者。

住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、市町村が避難指示を発令し、全ての住民が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域。

[た行]

津波警報

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して、該当する津波予報区に

対して発表。津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより重大な災害が起こるおそれのある場合は、浸水警報を津波警報として行う。

津波浸水想定区域

津波が発生した時の浸水する区域。ここでは、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（平成 26 年 5 月 30 日発表）で示された過去地震最大モデルを表示する。

津波注意報

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合に、該当する津波予報区に対して発表する。津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより災害が起こるおそれのある場合は、浸水注意報を津波注意報として行う。

突発地震

地震発生可能性の高まりの予測につながるような現象が観測されることなく突然生じる地震。

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき都道府県が指定した、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

① 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

② 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

〔な行〕

南海トラフ

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）では、「南海トラフ」を「駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域」と定義している。

南海トラフ地震

南海トラフ及びその周辺の地域における近くの境界を震源とする大規模な地震。

南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするため、気象庁から発表されるもの。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

南海トラフ地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、推進地域の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定めることにより、災害対策基本法、地震防災対策特別措置法その他の地震防災対策に関する法律と相まって、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的として制定された法律。

南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、推進地域として指定している。

[は行]

避難指示

災害対策基本法の規定により、市町村長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示すること。

[や行]

ゆっくりすべり

プレート境界面等の断層面で発生するすべり現象を、ガタガタという地面の揺れをもたらすような短周期の地震波を発生させる地震性すべりと、短周期の地震波をあまり発生させないゆっくりとした非地震性すべりに分けて考える場合がある。本ガイドラインでは、後者のことをゆっくりすべりと表記する。

要配慮者

平成 25 年 6 月に改正された災害対策基本法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」のこと。